

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年 8月28日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 俊弘
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 緒方 淳一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門 1丁目 4番 5号文芸ビル 5階
【電話番号】	03-5510-7708
【事務連絡者氏名】	管理部長 緒方 淳一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 25,635,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 503,535,500円

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8番20号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月27日付で提出した有価証券届出書（平成26年3月13日及び平成27年3月9日付提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

当社は、平成27年2月18日に、名古屋証券取引所より訂正届出書及び訂正届出書に関する適時開示の内容と関連のある事項について照会を受け、社内調査委員会での調査を進めておりました所、当該有価証券届出書及びこれに係る訂正届出書並びに当該有価証券届出書に係る適時開示資料及び訂正届出書に係る適時開示資料について、訂正が必要となる可能性のある事象が判明し、さらに、当社の平成26年3月期以降に行われた外部へのファイナンシャル・アドバイザー報酬の支払、借入金及び新株予約権行使に関する事項、当社子会社である株式会社オプトガイアを通じた業務提携先への資金拠出等に関しても、当社が開示した内容に訂正が必要となる可能性のある事象が判明致しました。

そこで、平成27年5月20日には、当社は当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該訂正に関連する事情について調査を進め、平成27年7月30日に同委員会の「調査報告書（最終報告）」を受領いたしました。当社は、本調査報告書において有価証券届出書等で訂正を要すると認定された事項について検討した結果、平成26年2月27日付の有価証券届出書及び平成27年3月9日付の当該訂正届出書の再訂正をすることといたしました。

当社が平成27年3月9日付の訂正届出書で、本日提出する訂正ができなかった理由としましては、平成26年2月27日付有価証券届出書提出時の担当であった当社取締役（当時）及び当社執行役員（当時）が、平成27年3月9日付提出の訂正届出書作成においても主要な役割を果たしていたことで、事実ではない、自らに有利な記載を許容したためであります。当社代表取締役（当時）は、当時の事情を知る両名に再三にわたり正確な記載を求めておりましたが、両名の作成する経緯書等に自身の認識と異なる記述もあることを認識していながら黙認しておりました。

そのような理由を踏まえ、今般の一連の事象に係る調査については、第三者委員会に委ねざるを得ず、平成27年7月30日付の調査報告の受領後に訂正に関する最終検討をした結果、本日に至って訂正する事が可能となりました。

なお、今回提出の訂正届出書においては、平成27年3月9日付の訂正届出書に記載されていた、事実ではなかったり、不適切であったりした以下の記載を削除しております。

- (1) 割当先の保有方針が確認できておらず、割当先は実際に短期での売買を行っているため「短期的に全株の売却を意図するものではなく」との記載を削除いたしました。
- (2) 「平成25年12月20日頃に当社取締役が公認会計士と面談し、『アンビシャスグループに問題がない』と聞き、株式会社クチョーとは別の信用調査会社を紹介してもらった」との記載は、面談及び紹介をもらったこと自体が事実では無いため削除いたしました。
- (3) 「平成25年12月末頃に当社取締役が株式会社アンビシャスグループの代表者に『（反社会的懸念のあるとされた）A氏とアンビシャス企業グループとも、現在は、関係は断絶している。』との回答をもらった」との記載は、ヒアリングをしたこと自体が事実ではなかったため削除いたしました。
- (4) 「公認会計士に紹介してもらった信用調査会社に調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も継続しているという他社信用調査報告書があることを伝えたくて、その信用調査会社の調査をしても反社会的勢力等や違法行為との係わりを示す情報もなく、株式会社アンビシャスグループとA氏の係わりを示す情報にも該当はなかった」との記載は、信用調査会社に依頼した事実が、少なくとも平成26年1月時点には無かったため削除いたしました。
- (5) 「A氏が反社会的勢力に該当するか否かについて、顧問弁護士と相談し、社内で検討した結果、当社は合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断した。」との記載について、顧問弁護士のアドバイスは取締役および執行役員のみで検討され、会社として検討されたものではなく、かつ、A氏が合同会社社会社コンシェルジュの実質経営者であり、過去に逮捕・実刑を受けたという事実を明らかにした上で、会社として割当予定先としての適切性を検討した事実は無いため、削除いたしました。
- (6) 同様に「合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であるとの判断」に至るプロセスについての記載は、会社として行った検討を説明したものではないため削除いたしました。
- (7) 当初開示していた新株予約権の割当予定先（ホライズンパリティートサービス株式会社）は契約上の名義人であり、実質的な割当先ではなかったため、実質的な割当先の開示に訂正いたしました。この訂正を受け、契約上の名義人と締結していた（又は締結する予定であった）コミットメント契約、及びそれを前提としていた別の割当予定先との契約については、その実効性が明らかではないため、記載を削除いたしました。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 2 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

- (1) 割当予定先の概要
- (2) 割当予定先の選定理由
- (4) 株券等の保有方針
- (5) 払込みに要する資金等の状況
- (6) 割り当て予定先の実態

##### 4 大規模な第三者割当に関する事項

##### 5 第三者割当後の大株主の状況

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

- (1) 当該資金調達の背景、目的及び理由
- (3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
503,535,500	43,535,500	460,000,000

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額25,635,500円に、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額477,900,000円を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。

- 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用、ファイナンシャル・アドバイザー費用、有価証券届出書等開示資料作成費用、弁護士費用(ライブラ法律会計事務所)、第三者による意見書作成費用(二重橋法律事務所)、登記費用、反社会的勢力等に関する調査費用等が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%(消費税別)が株式会社ファーストメイク・リミテッド(所在地:東京都千代田区岩本町二丁目8番9号林慶ビル、代表取締役:前一明)に対するアドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の5.5%(消費税別)という手数料率となっておりますが、当社の払込金額の総額と、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量(スポンサー候補を多数あたって頂いたのみならず、事業再生の専門家を当社に紹介する等で経営企画室の立ち上げに多大な尽力を頂き、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者への説明等の実務についても多大な協力を得ました)を勘案し、協議の上、決定したものであります。なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザー費用は発生しません。

&lt;略&gt;

- 支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。なお、事業運転資金とそれ以外の資金使途(新規事業開発資金等)の資金が混入することによる予定外消費を避けるため、事業運転資金として予定している165百万円を超えた手取額については、専用の別口座にて管理することと致します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
503,535,500	49,035,500	454,500,000

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額25,635,500円に、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額477,900,000円を合算した金額から、本新株予約権の発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用、ファイナンシャル・アドバイザー費用、有価証券届出書等開示資料作成費用、弁護士費用(ライブラ法律会計事務所)、第三者による意見書作成費用(二重橋法律事務所)、登記費用、反社会的勢力等に関する調査費用等が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当社がライブラ法律会計事務所に弁護士費用として支払う費用のうち、5,500,000円(消費税別)は当社執行役員である大村安孝が同額を収受するコンサルティング報酬となっておりますが、これについて、当社は正式な決議を行ってはおりません。

3. 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%(消費税別)がファーストメイク・リミテッド株式会社(所在地:東京都千代田区岩本町二丁目8番9号林慶ビル、代表取締役:前一明)に対するアドバイザー費用となっております。なお、ファイナンシャル・アドバイザー費用が、当該行使額の5.5%(消費税別)という手数料率となっておりますが、この5.5%(消費税別)の手数料のうち5.0%(消費税別)については、平成25年12月27日に、株式会社アイランドから50百万円の借入をした際のファイナンシャル・アドバイザーであった株式会社ヴォロンテ(所在地:東京都中央区勝どき二丁目18番1号、代表取締役 高橋洋一)が収受することとなっております。これは、資金拠出者と契約を締結したファイナンシャル・アドバイザーに、行使によるインセンティブを与え、資金拠出者に対して行使を促すことで本新株予約権の行使の確実性を増すため、当社の取締役及び執行役員が、ファーストメイク・リミテッド株式会社、株式会社ヴォロンテ、合同会社社会社コンシェルジュの代表者等と謀り、合同会社社会社コンシェルジュの行使価額の5.0%を株式会社ヴォロンテに支払うことを企図し、ファーストメイク・リミテッド株式会社と株式会社ヴォロンテとの間で、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結したものです。

また、株式会社ヴォロンテ(旧株式会社レジェンド。株式会社アンビシャスグループの元親会社。)は代表者である高橋氏が8割程度の株式を保有している会社であります。引受先である合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループの実質経営者たるA氏は、株式会社ヴォロンテの従業員の身分を有し、同社の預金口座の一部には高橋氏とA氏が共同で管理しているものもあり、また、同社の会社印については、株式会社アンビシャスグループで管理されている事が多く、A氏やA氏の指示を受けた者が使用できる状況にありました。したがって、同社とA氏とは同一視できないものの、A氏は同社の預金口座や会社印を利用する事ができる状況にある会社であります。

なお、取得事項に基づき当社が新株予約権を取得した場合については、取得した新株予約権の個数に対するファイナンシャル・アドバイザー費用は発生しません。

&lt;略&gt;

5. 支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。なお、事業運転資金とそれ以外の資金用途(新規事業開発資金等)の資金が混入することによる予定外消費を避けるため、事業運転資金として予定している159百万円を超えた手取額については、専用の別口座にて管理することと致します。

## (2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

(訂正前)

&lt;略&gt;

&lt; 当社の想定している使途、金額、支出時期について &gt;

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円	平成26年3月～平成26年4月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円	平成26年3月～平成27年4月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円	平成26年3月～平成27年1月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	165百万円	平成26年3月～平成26年12月

&lt;略&gt;

(c) : 新規事業開発（除染事業）のために、株式会社未咲（所在地：郡山市御前南6丁目138番地、代表取締役：竹内正親）の株式取得費用として55百万円を予定しております。なお、当社は、当該株式取得によって、持分法適用会社となることを予定しております。

支出内訳は株式購入代金（20%）30百万円、追加株式購入代金（10%）15百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用2百万円、弁護士費用（ライブラ法律会計事務所）2百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算6百万円（監査法人費用、登記費用等）の合計10百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループ（所在地：東京都港区台場一丁目1番1-2204号、代表取締役：児島幸恵）に対して平成26年3月に株式購入代金（20%）30百万円を支払い、平成27年1月に追加株式購入代金（10%）15百万円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士葦澤事務所に依頼いたしました。葦澤事務所の葦澤政男会計士は、過去（平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間）株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループ及び当社との間に利害関係を有しないため、独立性・公平性が担保されていると考え選定いたしました。

&lt;略&gt;

(d) : 当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約221百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て165百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成26年1月から平成26年12月の運転資金として165百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成26年1月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリティサービス株式会社より平成25年12月25日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランド（所在地：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1-1番3号、代表取締役：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高50百万円の返済についても平成26年3月から平成26年12月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成26年10月からキャッシュフローが改善し、平成27年1月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

(訂正後)

&lt;略&gt;

&lt; 当社の想定している用途、金額、支出時期について &gt;

想定している用途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 当社の既存事業であるデジタルコンテンツ部門の構造改革として製造ラインの改修工事等の費用	30百万円	平成26年3月～平成26年4月
(b) 日本国内畜産業者向け高栄養飼料の製造業開業に伴う施設工事外注費、経営指導料、車両購入費等	210百万円	平成26年3月～平成27年4月
(c) 除染事業進出に伴う企業買収資金	55百万円	平成26年3月～平成27年1月
(d) 当社の事業活動運転資金及び借入金返済資金	159百万円	平成26年3月～平成26年12月

&lt;略&gt;

(c) : 新規事業開発(除染事業)のために、株式会社未咲(所在地:郡山市御前南6丁目138番地、代表取締役:竹内正親)の株式取得費用として55百万円を予定しております。なお、当社は、当該株式取得によって、持分法適用会社となることを予定しております。

支出内訳は株式購入代金(20%)30百万円、追加株式購入代金(10%)15百万円、及び、その他必要経費としてデューデリジェンス費用2百万円、弁護士費用(ライブラ法律会計事務所)2百万円、連結会計開始に伴う諸費用概算6百万円(監査法人費用、登記費用等)の合計10百万円であり、想定支出時期は、株式会社アンビシャスグループ(所在地:東京都港区台場一丁目1番1-2204号、代表取締役:児島幸恵)に対して平成26年3月に株式購入代金(20%)30百万円を支払い、平成27年1月に追加株式購入代金(10%)15百万円を支払う予定です。その他必要経費は随時支出予定です。なお、株式会社未咲の株価の算定においては、当社の上代取締役の紹介で公認会計士蕪澤事務所~~に依頼いたしました~~。蕪澤事務所の蕪澤政男会計士は、過去(平成20年7月26日から平成25年4月19日までの間)株式会社アンビシャスグループの社外監査役であったため、株式会社未咲の実情をご存じであり、かつ公認会計士として上場企業を含む多くの依頼者・顧問先を擁する独立した専門家であって、現在は株式会社アンビシャスグループとの間に利害関係を有していません。ただし、当社の有価証券届出書の作成の一部業務を依頼しておりますが、当社が支払っているのはデューデリジェンス費用に係る費用のみとなっております。

&lt;略&gt;

(d) : 当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約221百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て159百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成26年1月から平成26年12月の運転資金として159百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成26年1月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及び大村安孝より平成25年12月24日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランド(所在地:福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1-3号、代表取締役:亀頭隆行)より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高60百万円の返済についても平成26年3月から平成26年12月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。なお、本件事業再編による効果が当社の見込み通りに軌道に乗った際には平成26年10月からキャッシュフローが改善し、平成27年1月以降の事業運転資金は自力確保できる見込みです。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

(訂正前)

&lt; 略 &gt;

名称	ホライズンパリテートサービス株式会社
本店の所在地	東京都中央区築地2 - 7 - 12山京ビル5階
代表者の役職・氏名	代表取締役 武内 秀之
事業内容	インターネット上のショッピングモールの開設・公告業務その他
資本金	95,000千円（平成26年1月1日現在）
大株主及び持株比率	武内 秀之（100%） ホライズンパリテートサービス株式会社は武内秀之氏が100%保有し、代表取締役を務めております。
提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。但し、平成25年3月28日から平成25年9月30日まで、ホライズンパリテートサービス株式会社代表取締役武内秀之氏は、当社の取締役でありました。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	平成25年12月24日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金10百万円の借入をしております。

(訂正後)

&lt; 略 &gt;

氏名	大村 安孝
住所	東京都千代田区
職業	当社執行役員、行政書士
取引関係	平成25年12月24日付金銭消費貸借契約に基づき、当社運転資金10百万円の借入をしております。
提出者と割当予定者との関係	平成25年11月より当社執行役員に就任しております。



## (2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成26年3月期の第3四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成26年3月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、当社は当社の元取締役であった武内秀之氏からの紹介をいただき、平成25年2月18日に発行しました第3回新株予約権の引受先であったHP環境投資事業有限責任組合第8号組合を組成したファーストメイク・リミテッド株式会社に対して、スポンサー選定を含む当社の事業再編についてアドバイザー業務を依頼しました。ファーストメイク・リミテッド株式会社は、事業再生の専門家を当社に紹介する等、経営企画室の立ち上げに多大な尽力をいただき、さらには経営企画室と連携して投資ストラクチャーの考案・検討・スポンサー候補者へ説明等の実務についても多大な協力をいただきました。しかしながら、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、様々な人脈、ネットワークを通じて当社の事業再生を支援していただく先を長く模索していただきましたが、当社の約16億円もの有利子負債と慢性的な営業赤字状態に加え、当期第2四半期における債務超過の見込により、スポンサー候補はなかなか決まらない状態でありました。そのような状況において、ファーストメイク・リミテッド株式会社は、粘り強くスポンサー候補を多数あたっていただきました。

その結果、当社は、ファーストメイク・リミテッド株式会社より、合同会社社会コンシェルジュという企業と、その所属している株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ(以下「アンビシャス企業グループ」といいます。)をご紹介いただきました。なお、ファーストメイク・リミテッド株式会社とアンビシャス企業グループとの関係は、ファーストメイク・リミテッド株式会社の投資事業において数年前より案件の紹介等のお付き合いをされていたと伺っております。アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであることをご紹介いただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性があるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合(所在地:東京都港区芝浦三丁目15番5号、無限責任組員:志夢合同会社)と合同会社社会コンシェルジュにて引受けしたい旨の意向を頂戴しました。その後、最終的には、合同会社社会コンシェルジュのみにて引き受けることとした旨の連絡をいただきました。

また、以前の当社の取締役であった武内秀之氏が代表取締役を務めるホライズンパリテートサービス株式会社から、同社も、当社の事業再生を支援するために当社株式を保有したいとの意向をいただきました。武内秀之氏は以前当社の取締役から任期途中で退任した理由は、前回の資金調達時に当社にホライズンパリテートサービス株式会社として引受先となる株式会社ネットスタジアムをご紹介いただきまして、その意向を受ける形で取締役として就任いただきました。しかし前記のとおり太陽光発電事業の縮小により株式会社ネットスタジアムとの資本提携関係が解消することとなりまして、株式会社ネットスタジアムからの要請により退任することとなりました。しかし、以後も当社に対して、株式会社ネットスタジアムとは関係なく武内秀之氏個人としての関心を持っていただき、武内氏が代表取締役であるホライズンパリテートサービス株式会社から運転資金を融資下さる等のご支援をいただいております。そこで当社は、両社と協議の上、下記の点を検討し、本新株予約権について合同会社社会コンシェルジュとホライズンパリテートサービス株式会社の両社に引き受けていただくことといたしました。

## 合同会社社会コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社社会コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。今回アンビシャス企業グループ内の合同会社社会コンシェルジュが当社の新株予約権を引受けた理由は、アンビシャス企業グループ内において特に事業再生と組み合わせた投資業務を、合同会社社会コンシェルジュを中心にして行っていくためと伺っております。よって、引受目的は純投資ではありませんが、当社の事業再生、企業価値向上を目的にされており、短期的に全株の売却を意図するものではなく、当社の成長や市場の動向その他を見極めつつ一部を売却していく方針であることを表明されております。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新

規事業(高栄養飼料の製造業及び除染事業)は合同会社社会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要となる運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社社会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社(アンビシャスグループは約80%、会社コンシェルジュは100%子会社)であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなりますが、その株式譲渡代金はホライズンパリテートサービス株式会社との間でコミットメント契約を締結しており、当社の株式会社未咲株式取得のための資金需要要請を行うことによって新株予約権の行使して頂くことになっております。その払い込まれた資金を用いて株式会社アンビシャスグループから株式会社未咲の株式を取得致します。よって、当該株式取引における代金について、合同会社社会社コンシェルジュが払い込んだ資金が株式会社アンビシャスグループに対して支払われるというものではありません。さらに、株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕙澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

なお、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使により株式会社未咲株式を取得する際には、その都度開示いたします。また、二重橋法律事務所より企業行動規範上の手続きに関する事項に記載のとおり、株式会社未咲の株式取得については、会社コンシェルジュと同じく株式会社志夢の子会社であるアンビシャスグループからの取得になるため、本新株予約権発行により調達した資金が循環しているだけであり、本新株予約権の発行ないし本件新株予約権の行使や株式会社未咲株式の取得の実体が存在しないのではないかと見る余地もないではないものの、本新株予約権の発行ないし行使や株式会社未咲の株式取得が実体のないものとは認められないとの意見を受けております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

#### ホライズンパリテートサービス株式会社

ホライズンパリテートサービス株式会社は、海外銀行のサービス代行や紹介、海外の邦人向け家電のハウジングサービス等の業務を行っている会社であり、平成25年2月18日に発行いたしました第三者割当による新株発行及び第3回新株予約権の発行の際の引受先の紹介者でありました。また、代表者である武内秀之氏は過去に当社の取締役でありました。よって、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等については熟知しております。実際に当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸し付けいただいております。このたび当社の再建のために投資家として協力していただけることを約束していただきました。よって、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(訂正後)

当社は過去連続して経常損失及び当期純損失を計上しており、また、平成26年3月期の第3四半期における業績見込において、環境事業部門の深刻な業績不振から今期末でも赤字となることから平成26年3月期末の時点において債務超過となる見込であります。よって、当社は上場を維持し、事業を継続するためにまず債務超過の解消が急務となっております。また、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の構造改革により営業キャッシュフローの黒字化を目指すことのみならず、新規事業開発によって成長基盤を確立する必要があります。

このような状況において、平成25年11月上旬に、当社取締役が当社の取締役に就任する以前よりの知人である公認会計士より、株式会社アンビシャスグループを中心とした企業グループ(以下「アンビシャス企業グループ」といいます。)をご紹介いただきました。なお、前述公認会計士は平成20年7月26日より平成25年4月19日まで株式会社アンビシャスグループの監査役に就任しておりました。

アンビシャス企業グループは、グループ内に東北で除染事業をしております株式会社未咲を擁しておりますように、東北地方を中心とした環境事業に対する投資に強い関心をお持ちであるとお紹介いただきました。そこで当社はアンビシャス企業グループに対して事業再生の支援をお願いし、新株予約権の引受けをお願いしましたところ、ご快諾いただきまして、グループ内のどの会社が直接の引受先となるかについては変更の可能性があるものの、グループ内のファンドであるグランアンビシャス投資事業有限責任組合(所在地:東京都港区芝浦三丁目15番5号、無限責任組合員:志夢合同会社)と合同会社社会社コンシェルジュにて引受けしたい旨の意向を頂戴しました。最終的には、合同会社社会社コンシェルジュのみにて引き受けていただくこととなりました。

この、引受先候補の変更の経緯につきましては、後記に詳述する引受先の反社会的勢力に関する調査をした際に取得した調査報告書の記載内容より、グランアンビシャス投資事業有限責任組合が引受先であった際に同報告書が問題となる可能性やそれにより取引所への開示に係る相談の時間が掛かる事等を懸念した当社執行役員が、アンビシャス企業グループに対して、引受先変更を依頼した可能性が高いと推定しております。

また、当社取締役と当社執行役員はホライズンパリテートサービス株式会社が新株予約権の引受けを行うことを検討し、同社の了承を得ました。ただし、これは、当社取締役及び執行役員が自ら引受することで利益を得ることを企図して同社を介在させたものであり、当社執行役員が、実質的な資金提供者、引受人でありました。なお、このような当社取締役と当社執行役員が自ら利益を得ようとしていた事実について、取締役会では報告や承認はされておらず、当該取締役以外の取締役は、ホライズンパリテートサービス株式会社が引き受けると認識していたことから、取締役会では、本新株予約権を合同会社社会社コンシェルジュとホライズンパリテートサービス株式会社の両社に引き受けていただくことを決議いたしました。

#### 合同会社社会社コンシェルジュ

当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

合同会社社会社コンシェルジュは、株式会社アンビシャスグループを中心としたアンビシャス企業グループを構成する一つの企業であり、事業再生、事業投資及び経営コンサルティング事業を展開されております。株式会社アンビシャスグループは、多種多様な企業の育成を目的としたインキュベーション事業ならびに小規模企業から中規模上場企業までを対象にしたプリンシパル投資事業を主体としたホールディングカンパニーであります。当社にとっては、各種の新規事業の提案をいただくことや、その事業の開業について具体的な協力・支援いただくことが期待できます。実際に、今回の新株予約権によって調達した資金によって行う新規事業(高栄養飼料の製造業及び除染事業)は合同会社社会社コンシェルジュ及び株式会社アンビシャスグループからいただいた多数の提案の中から当社において慎重に検討し厳選したものであります。また、新規事業の検討期間において当社に必要となる運転資金及び開業準備資金についても、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュの借入れ先である株式会社アイランドから貸し付けいただくという支援をすでにいただいております。さらに、合同会社社会社コンシェルジュとは、当社が同社の指定する取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。

なお、株式会社アンビシャスグループ及び合同会社社会社コンシェルジュはいずれも株式会社志夢の子会社(アンビシャスグループは約80%、会社コンシェルジュは100%子会社)であり、本新株予約権の資金使途である株式会社未咲の株式は、株式会社アンビシャスグループから譲り受けることとなります。株式会社未咲の株式の価値算定は、前記のとおり第三者性のある専門家である蕙澤会計事務所による価値算定を行っておりますので、代金額についても相当性があるものと当社は考えております。

以上のことから、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

大村安孝

大村安孝は、平成25年11月より当社執行役員に就任しております。また、当社の不足する運転資金について、平成25年12月24日付けにて貸付をしております。なお、当社執行役員による引受について、当社は正式に決議してはならず、また、正式に決議する予定もございません。

大村安孝が当社執行役員に就任した経緯は、ホライズンパリテートサービス株式会社の代表者である武内秀之氏より紹介を受け、本新株予約権に係る届出書作成作業を行う事を目的に執行役員として招聘したものであります。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割り当てようとする株式等の数

(訂正前)

各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は29,500,000株であります。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社会コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は23,000,000株であります。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株であります。

(訂正後)

各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は29,500,000株であります。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社会コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は23,000,000株であります。

大村安孝に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株であります。

## (4) 株券等の保有方針

(訂正前)

&lt;略&gt;

ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりませんが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。具体的な実行方法としましては、毎月月初に当月売却できる株式量(以下「当月売却可能量」といいます。)を計算して各割当先に通知するとともに、割当先が売却した場合にはすみやかに通知を受け、売却を行った株数を減算して更新した当月売却可能量を再度各割当先に通知することにより、制限以上の売却をしないように求めます。加えて、ホライズンパリテートサービス株式会社の引受けにかかる6,500,000株相当の新株予約権の行使については、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリテートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリテートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨合意しておりますので、ホライズンパリテートサービス株式会社の行使については市場や既存株主に対する影響を一定程度コントロールできる設計となっているものと考えております。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

(訂正後)

&lt;略&gt;

大村安孝

当社と大村安孝の間では、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりません。新株予約権行使価格と取得した株式の売却額との差額を株式売却益として収受する事を目的とした、純投資であり保有期間については、不明であります。また、大村安孝との間では、新株予約権の行使によって取得した株式の売却、その具体的な実行方法等の株式市場への影響を一定程度抑えられるような取決めや合意はありません。加えて、当社が新株予約権の行使を要請した場合に、一定の金額を限度としてその要請どおり行使する義務を負うとの合意もありません。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

## 合同会社社会コンシェルジュ

本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社社会コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金200百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの170百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております(ただし、この金額の証明は現時点では頂戴しておりません)。また、万が一ではありますが合同会社社会コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確約書と残高200百万円分の預金通帳の写しを受領しております。以上のことから、合同会社社会コンシェルジュには払込みするのに必要な資金があると判断しております。なお、合同会社社会コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入(借入日:平成26年1月24日、借入金額:200百万円、担保:無し。利率及び返済期限は当社は把握しておりません)によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、ともに借入によるものではないと伺っております。

## ホライズンパリティートサービス株式会社

本新株予約権の発行に係る払込みについては、ホライズンパリティートサービス株式会社より本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書と本新株予約権の権利行使のために必要となる資金について預金通帳の写しを受領しており、いずれも自己資金であると聞いておりますので、払込みするのに必要な資金があると判断しております。

(訂正後)

## 合同会社社会コンシェルジュ

本新株予約権の発行に係る払込みについては、合同会社社会コンシェルジュより本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書とコミットメントした行使分に必要となる資金200百万円についての残高証明を受領しております。なお、本新株予約権を全て行使するために必要となる残りの170百万円については、来年度の同社の売上から準備すると伺っております(ただし、この金額の証明は現時点では頂戴しておりません)。また、万が一ではありますが合同会社社会コンシェルジュにおいて本新株予約権行使のために必要な資金が不足した場合に備えて、不足した際には同一企業グループ内企業である株式会社アンビシャスグループから必要資金を保証する旨の確約書と残高200百万円分の預金通帳の写しを受領しております。なお、合同会社社会コンシェルジュの残高証明は、株式会社アイランドからの借入(借入日:平成26年1月24日、借入金額:200百万円、担保:無し。利率及び返済期限は当社は把握しておりません)によるものであり、株式会社アンビシャスグループの残高証明は、ともに借入によるものではないと伺っておりますが、本新株予約権行使に係る具体的な資金手当てまでは確認できておりません。

## 大村安孝

本新株予約権の発行に係る払込みについての必要となる資金の確保については不明であります。

## (6) 割当予定先の実態

(訂正前)

合同会社社会コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー、所在地:東京都千代田区神田駿河台3丁目2-1、代表取締役:荒川一枝)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、合同会社社会コンシェルジュの主要株主である株式会社志夢の代表取締役である児島幸恵氏、および合同会社社会コンシェルジュのグループ企業である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた関係者(以下「A氏」といいます。)と以前関係があり、現在も当該A氏との関係性が存続しており、実質的経営者であると思われる旨の記載がされており、また当該A氏が、証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずであるという風評があることが示唆されておりました。さらに、株式会社志夢の役員にA氏の子息2人が就任しているという記載がありました。その上で、株式会社トク

チョーの意見として、「当社及び代表取締役の児島氏は増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」との記載がございました。

当社はA氏なる人物については、当時面識はありませんでしたが、主に資金使途として記載のある株式会社未咲の株式取得についての社外アドバイザー名目の担当者として、当時から面識のあったB氏について、株式会社トクチョーの報告書にある記載に合致する可能性のあるA氏と同じ人物ではないかとの疑念がありました。そこでまず、平成25年12月20日頃に、当社上代取締役が紹介者である蕪澤政男公認会計士の事務所に、アンビシャス企業グループの評価についてヒアリングするために訪問しました。その場において、調査報告書に問題ありとの記載があったことを告げ所見を尋ねたところ、蕪澤政男公認会計士より「私としては、アンビシャスグループに問題があるとは思っていません」との回答を得ましたので、それ以上はあえて、蕪澤政男公認会計士に対して、A氏とB氏の同一人物性については質問をしませんでした。理由としては、当社としてはファイナンスを進めたかったという動機がありましたので、蕪澤公認会計士がアンビシャス企業グループについて問題がないと答えてくれれば、アンビシャス企業グループについての反社性を払拭できるので、そのように答えてもらえるような質問のみしました。

加えて、当社は株式会社トクチョーに記載のあった記載に関する疑念を解消する努力をすべく、平成25年12月末頃当社の上代浩司取締役が児島幸恵氏と面談し、当該記載についてヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、児島幸恵氏から、アンビシャス企業グループおよび個人としてA氏と過去に関係はあったが、A氏の逮捕実刑により現在は関係を断絶しているとお答えを頂戴しました。なお、当時、A氏と同一人物であるという疑念があったB氏に対しての直接のヒアリングは、行っておりませんでした。

さらに、児島幸恵氏とのヒアリング後、当社において、やはりA氏との現在の関係や反社会勢力との関わりあいの有無については、当事者のヒアリングだけではまだ不安が残ると考え、念のため蕪澤政男公認会計士に紹介頂いた、株式会社トクチョー以外の第三者の信用調査会社(株式会社セキュリティ&リサーチ、所在地:東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役:羽田寿次)に対しても、株式会社アンビシャスグループおよびその代表取締役児島幸恵氏の調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も存続しているという他社調査報告があることをあらかじめお話しした上で、それを前提として調査して頂くように依頼致しました。その調査結果としても、株式会社アンビシャスグループの役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報も、株式会社アンビシャスグループとA氏との関わりを示す情報にも該当はありませんでした。

以上の結果を顧問弁護士と相談しましたところ、以下のアドバイスを頂きました。( )A氏なる人物が反社会的勢力に該当するか否かについて思うに、逮捕・実刑があればすべて反社会勢力と認定されるわけではない。ファイナンスの場合の反社というのは、本来的に暴力団等に加えて反市場勢力を想定している。それは過去に金融犯罪を犯したり、不正ファイナンスや金融商品取引法系の事件を起こした者やこれから起こしそうな疑いがある者を想定している。会社から資料(株式会社トクチョー報告書及びインターネットの検索によるニュース記事等)を見せてもらったA氏の過去の犯罪は金融犯罪とは思われないので、自分としては反社・反市場勢力とまでは言えないと考える。( )A氏と反社会勢力との関わり合いについては、「証拠がない」との記載どおり、推論でしかなく、事実として取り扱う必要はない( )A氏と代表取締役の個人的関係も必ずしも根拠が示されていない( )結論としては、株式会社アンビシャスグループが反社会勢力とまでは言えないと思う。

その上で、当社において検討しました結果、株式会社トクチョーの報告書に記載されていた内容について株式会社アンビシャスグループの代表取締役児島幸恵氏がヒアリングにおいてA氏との現在の関係を明確に否定したこと、別調査会社の調査においてはA氏とアンビシャス企業グループとの間で現在も関係があるという他社調査報告があることを前もって説明し、それを前提に調査依頼した結果、他社調査報告の根拠となる事実が発見されなかったこと、フィナンシャルアドバイザーであるファーストメイク・リミテッド株式会社にアンビシャス企業グループを紹介したのが公認会計士であったこと、合同会社社会社コンシェルジュの代表取締役の福田徹氏は大学の非常勤講師もしており社会的な信用性があること、弁護士の意見からA氏は反社会勢力とは言えないと考えたこと、A氏の子息と思われる2名の役員については、A氏が反社会勢力ではない以上、子息も反社会勢力ではないと考えられること等から総合的に判断し、当社は合同会社社会社コンシェルジュ、その親会社、およびその代表取締役児島幸恵氏は、現在A氏との関係性がなく、その他の反社会勢力等との関わりはないものと判断しました。

以上から、当社は、合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断致しました。

そして当社は、その判断に至ったプロセス(調査、検討等)について、東北財務局および名古屋証券取引所に報告・相談すべきであったところ一切報告せず、判断した結果のみを有価証券届出書および適時開示にて開示してしまいました。

なお、その後、平成27年3月5日に東北財務局の指導により、B氏がA氏と同一人物ではないか確認するため、平成27年3月5日に当社大村安孝専務取締役がB氏に架電し、A氏と同一人物であるかを直接確認しました。その結果、B氏がA氏であることの確認を得ました。本有価証券届出書提出時の判断としては、A氏が反社会勢力ではないという判断であったため、A氏=B氏であったことが判明したとしても、前記のとおり合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断したという結論において現時点でもなんら変わることはございません。また、

本訂正届出書提出時点におけるA氏の反社会性についても、当社は、上記顧問弁護士の意見から問題ないと考えております。

ホライズンパリティートサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。また、当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の代表取締役又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日の3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、念のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の他の役員に関しても、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しまして、現在調査中です。

<略>

(訂正後)

合同会社社会コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー、所在地：東京都千代田区神田駿河台3丁目2-1、代表取締役：荒川一枝)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、同調査報告書によると、合同会社社会コンシェルジュの主要株主である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた親会社及び実質経営者(以下「A氏」といいます。)があり、「当社(注：株式会社アンビシャスグループ)の実質経営者はレジェンドの実質経営者であるA氏であるため、本人(注：児島氏)はA氏の傀儡ということになる。」「本人(注：児島氏)は……A氏の代わりに社長に就いている」などと記載がなされ、「児島幸恵氏についての反社会的懸念は無いものと判断されたが、A氏は反社会的にも人物的にも懸念を要する人物と判断される……A氏の傀儡である児島幸恵氏についてはA氏の影響下にある人物と認められる」とあり、また当該A氏が、「証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずである」という伝聞情報が記載されており、加えて、A氏と詐欺集団と思しき人物との繋がりを示す情報が記載されておりました。

他方で、以前A氏が逮捕された時には詐欺容疑及び反社会的勢力との繋がりを当局は捜査したものの、それらに関する証拠は無かった旨報告書に記載されておりましたが、これらを聞き込んだ当局担当者の、A氏が要注意人物であり、個人的にもビジネス上においてもA氏と係わりを持つことはお薦めできないとのコメントが記載されておりました。

その上で、株式会社トクチョーの意見として、「A氏の傀儡である児島幸恵氏についてはA氏の影響下にある人物と判断されることから、A氏と同様に「要注意人物」と判断すべきであり、当社(株式会社アンビシャスグループ)及び代表取締役の児島幸恵氏は、増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」との記載がございました。

アンビシャスグループの実質経営者とされたA氏は、アンビシャス企業グループの「B氏」として、当社取締役及び当社執行役員と面識がありました。しかしながら、当社取締役及び当社執行役員は、同調査報告書受領時には「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。また、当社代表取締役も「B氏」と面識があり、受領後まもなく「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。したがって、当社の代表取締役、取締役及び当社執行役員は、「A氏」がアンビシャス企業グループに関与していることについても知っておりました。

大村安孝から確認書等は取得しておりません。ただし、平成26年6月30日に当社の取締役就任を前に平成26年5月ごろに第三者の信用調査会社に調査依頼をしました。その内容は、対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

また、契約上の名義人であるホライズンパリティートサービス株式会社から、同社の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。また、当社はコンプライアンスの遵守から、第三者



の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の代表取締役又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日の3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、念のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の他の役員に関しても、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しまして、現在調査中です。

<略>

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

<略>

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な希釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えております。

なお、合同会社社会コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると同っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、ホライズンパリティートサービス株式会社も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社の企業価値向上を目的にされており、支配権獲得のためのものではありません。現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

なお、株式の希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

(訂正後)

<略>

なお、合同会社社会コンシェルジュは、本新株予約権を全て行使した場合には当社発行済み株式の3分の1超を保有する筆頭株主であるその他の関係会社となることとなりますが、今回の引受目的は純投資であり、支配権獲得のためのものではありません。当社が取締役候補者を1名受け入れることとなっておりますが、現状の経営体制を尊重するとの意見をいただいております。また、投資目的も純投資であると同っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。また、大村安孝も主要株主となる見込ですが、今回の引受目的は当社取締役及び執行役員の利益を得ることを目的として同社の引受が実現したものであり、支配権獲得のためのものではありません。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であると考えております。

なお、株式の希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注)1	総議決権 数に対する 所有議決 権の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)2	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)3	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社社会 ンシェルジュ	東京都港区芝浦3 丁目14番19号大成 ビル6F	-	-	23,000,000	35.52	23,000,000	33.45
ホライズンパ リテートサー ビス株式会 社	東京都中央区築地 2-7-12山京ビ ル5階	-	-	6,500,000	10.04	6,500,000	9.45
株式会社ネット スタジアム	東京都港区海岸3 丁目9番15号 LOOP-X 7F	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	5,000,000	7.27
株式会社エフ ティ・ビジネ ス・デベロッ PMENT	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目8 番1号	4,005,000	11.36	4,005,000	6.19	4,005,000	5.83
有限会社パル テック	東京都武蔵村山市 学園5丁目11-25	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
エムティホール ディングス株式 会社	東京都港区赤坂4 -1-30 AKABISHI - 4F	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯 子区	780,000	2.21	780,000	1.20	780,000	1.13
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭 町	626,000	1.78	626,000	0.97	626,000	0.91
サトシマ ヨシ アキ	大阪府三島郡島本 町	617,000	1.75	617,000	0.95	617,000	0.90
玉岡 正光	兵庫県姫路市	565,000	1.60	565,000	0.87	565,000	0.82
松田 孝	神奈川県横浜市西 区	562,000	1.59	562,000	0.87	562,000	0.82
飯尾 忠一	兵庫県加西市	437,000	1.24	437,000	0.67	437,000	0.64
岡田 直規	千葉県千葉市花見 川区	368,000	1.04	368,000	0.57	368,000	0.54
計	-	9,960,000	31.09	39,460,000	62.49	45,460,000	64.67

(注)1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本提出日現在の議決権を有する発行済株式数は34,256,000株であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社会ンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数23,000,000株を加えて算定しております。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株を加えて算定しております。

3. 割当後の所有株式数に平成25年2月18日に株式会社ネットスタジアムに割当てる新株予約権の目的である株式の総数4,000,000株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,756,000株となります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注) 1	総議決権 数に対する 所有議決 権の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株) (注) 2	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注) 3	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社社コ ンシェルジュ	東京都港区芝浦3 丁目14番19号大成 ビル6F	-	-	23,000,000	35.52	23,000,000	33.45
大村 安孝	東京都千代田区	-	-	6,500,000	10.04	6,500,000	9.45
株式会社ネット スタジアム	東京都港区海岸3 丁目9番15号 LOOP-X 7F	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	5,000,000	7.27
株式会社エフ ティ・ビジネ ス・デベロッ PMENT	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目8 番1号	4,005,000	11.36	4,005,000	6.19	4,005,000	5.83
有限会社パル テック	東京都武蔵村山市 学園5丁目11-25	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
エムティホール ディングス株式 会社	東京都港区赤坂4 -1-30 AKABISHI - 4F	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯 子区	780,000	2.21	780,000	1.20	780,000	1.13
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭 町	626,000	1.78	626,000	0.97	626,000	0.91
サトシマ ヨシ アキ	大阪府三島郡島本 町	617,000	1.75	617,000	0.95	617,000	0.90
玉岡 正光	兵庫県姫路市	565,000	1.60	565,000	0.87	565,000	0.82
松田 孝	神奈川県横浜市西 区	562,000	1.59	562,000	0.87	562,000	0.82
飯尾 忠一	兵庫県加西市	437,000	1.24	437,000	0.67	437,000	0.64
岡田 直規	千葉県千葉市花見 川区	368,000	1.04	368,000	0.57	368,000	0.54
計	-	9,960,000	31.09	39,460,000	62.49	45,460,000	64.66

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本提出日現在の議決権を有する発行済株式数は34,256,000株であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数23,000,000株を加えて算定しております。

大村安孝に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株を加えて算定しております。

3. 割当後の所有株式数に平成25年2月18日に株式会社ネットスタジアムに割当てる新株予約権の目的である株式の総数5,000,000株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,756,000株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 当該資金調達の背景、目的及び理由

当社のこれまでの経営状態の現状

#### (訂正前)

<略>

そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリティートサービス株式会社より平成25年12月25日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行いました。

以上のように、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

#### (訂正後)

<略>

そのため、本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及び大村安孝より平成25年12月24日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランドより運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行いました。

以上のように、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後の事業展開とそれに係る資金需要

#### (訂正前)

当社は、上記のような状況を解消し、当社が安定的な事業活動を実施するために平成25年6月頃から当社の経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。その計画策定の中で、当社はまず既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の黒字化により営業キャッシュフローの黒字化が必要と考えました。よって、当社は、収支均衡状況にあるデジタルコンテンツ事業については、市場縮小傾向が進行することを想定した中でも収益力を改善するために、抜本的に製造ラインを見直すことによって、縮小・効率化することにより製造原価を低減するのみならず、有形固定資産の有効活用に継続的に取り組む方針で、年間60百万円の経費削減効果を目指して設定いたします。また、大幅な赤字を計上している環境事業においては、無接点電極ランプ等の競合企業が少なく利益率の高い商材に注力することにより、赤字幅の縮小を目指します。

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは6期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必要があると当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収のため、ファーストメイク・リミテッド株式会社に対し投資家の紹介・選定を含む事業再編全般のアドバイザーを依頼いたしました。そして、ファーストメイク・リミテッド株式会社より事業再生の専門家である大村安孝氏の紹介を受けましたので、担当執行役員として招聘し平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、同時期に、ファーストメイク・リミテッド株式会社より当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュをご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループより各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

<略>

（訂正後）

当社は、上記のような状況を解消し、当社が安定的な事業活動を実施するために平成25年6月頃から当社の経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。その計画策定の中で、当社はまず既存事業であるデジタルコンテンツ事業や環境事業の黒字化により営業キャッシュフローの黒字化が必要と考えました。よって、当社は、収支均衡状況にあるデジタルコンテンツ事業については、市場縮小傾向が進行することを想定した中でも収益力を改善するために、抜本的に製造ラインを見直すことによって、縮小・効率化することにより製造原価を低減するのみならず、有形固定資産の有効活用に継続的に取り組む方針で、年間60百万円の経費削減効果を目標として設定いたします。また、大幅な赤字を計上している環境事業においては、無接点電極ランプ等の競合企業が少なく利益率の高い商材に注力することにより、赤字幅の縮小を目指します。

また、当社の経営状態の安定・改善のためには既存の事業の構造改革のみでは6期連続の赤字の脱却としては十分とは言えないため、さらに新たな収益源を確保する必要があります。そのためには当社が手がけてこなかった分野において新規の事業を模索・開業・着手する必要があると当社は判断いたしました。当社は、以上述べたような既存事業の構造改革に加え、新規事業の検討・着手・遂行及び企業買収のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の代表取締役であり、当社の元取締役であった武内氏より大村安孝氏の紹介を受けましたので、今回の有価証券届出書作成業務等ファイナンス業務を主たる業務とする担当執行役員として招聘し、平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。また、これらと同時期に、当社取締役は公認会計士より、当社のスポンサー候補として合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループのご紹介いただきました。そして合同会社社会社コンシェルジュを含むアンビシャス企業グループより各種新事業の提案をいただきまして、当社は新設された経営企画室にて検討を重ね、経営改善計画の策定に取り組んでまいりました。

<略>

## （2）当該資金調達の概要および選択した理由

### 資金調達方法の概要

（訂正前）

本新株予約権は、当社が合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社に対して、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会社コンシェルジュ・ホライズンパリティートサービス株式会社による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社と合同会社社会社コンシェルジュ、当社とホライズンパリティートサービス株式会社との間で、各々下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

#### [本スキームの特徴]

- (a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること（コミットメント）。

具体的には、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち200百万円相当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より毎月20百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。さらに、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。また、当社とホライズンパリティートサービス株式会社との間で、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は55百万円を限度としてその要請どおり行使する義務を負う旨の契約（コミットメント）を締結する予定です。

これらのコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株（うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は23,000,000株、ホライズンパリティートサービス株式会社引受分6,500,000株）で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。

- (c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な稀釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます(なお、上限を20%としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の23.3%であり、かつ直前3ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約36~102%であるため20%という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。)

(訂正後)

本新株予約権は、当社が合同会社社会社コンシェルジュ及び大村安孝に対して、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、引受先である合同会社社会社コンシェルジュ・大村安孝による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組となっております。

当社と合同会社社会社コンシェルジュとの間で、下記の内容を含むコミットメント契約を締結する予定です。

[本スキームの特徴]

- (a) 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、予め定めた上限までの範囲内であれば柔軟な資金調達が可能であること(コミットメント)。  
具体的には、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、本新株予約権について、まず、価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で新株予約権のうち200百万円相当分については本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとする旨の契約(コミットメント)を締結する予定です。さらに、合同会社社会社コンシェルジュと当社との間で、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の契約を締結する予定です。  
このコミットメントに係る金額は、当社の想定している支出時期に必要な金額を完全に充たすものではありませんが、このコミットメントにより、株価が行使価額を下回る状況においても、当社は資金調達が可能となります。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株(うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は23,000,000株、大村安孝引受分6,500,000株)で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

## 資金調達方法の選択理由

(訂正前)

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社より、一時期に大量の資金が必要な株式の割当であれば引き受けませんが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けたい旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合（合同会社社会社コンシェルジュは合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。また、ホライズンパリティートサービス株式会社は、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は55百万円に相当する株式について、予約権の行使を予め約する内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

&lt;略&gt;

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続きを経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について各月毎に当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることで一定程度急激な希釈化を防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができるものと考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

(訂正後)

当社は、債務超過の状態にあり、間接調達によって新規に資金を調達することは極めて困難であります。そのため既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資・株主割当増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかるため、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での当社の業績不振と財務状態から、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難でありました。そうした状況の中で、今回の割当先である合同会社社会社コンシェルジュより、一時期に大量の資金が必要な株式の割当であれば引き受けませんが、行使の時期・量を当社との協議によって調整できる新株予約権であれば引き受けたい旨の申し出をいただきました。ただし、当社の資金調達の緊急性・必要性についても理解するので、新株予約権発行の取締役会決議と同時に発行数のうち一定割合（合同会社社会社コンシェルジュは合計200百万円に相当する株数について価額の変動がなくとも当社の求めに応じ、無条件で本新株予約権の効力発生後速やかに、または平成26年3月末日までに50百万円相当を行使し、以後合計200百万円に満つるまで翌月より各月20百万円相当の行使をする義務を負うものとし、さらに、上記コミットメントとは別に、新規事業のうち高栄養飼料の製造業の開始について、当社が経営計画・利益計画を作成し、合同会社社会社コンシェルジュから計画の承認をいただいた場合には、追加で150百万円相当の行使をする義務を負う旨の内容のコミットメント条項付募集新株予約権引受契約を締結する旨の合意をいただきました。

&lt;略&gt;

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメン



ト契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。

### (3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

#### (訂正前)

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日(当該発行取締役会決議日)、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

< 略 >

#### (訂正後)

本件第三者割当による本新株予約権の発行での資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条、同取扱い17に定める、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社は、第三者機関である二重橋法律事務所から、本件第三者割当による本新株予約権発行の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手するとともに、当該意見書を参考に、本日(当該発行取締役会決議日)、当社の社外監査役3名及び社外取締役1名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。ただし、この手続きは当社の執行役員への割当を前提として得た意見ではありません。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

< 略 >